

見守り 新鮮情報

要介護認定を受け一人暮らしをしている。不動産業者から「住宅について有利な話がある」と電話があり**訪問**を承諾した。すぐに営業員二人が訪ねて来て、「**自宅**マンションを**1千万円で買い取る**。その後は

家賃13万円で

住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と言われた。一人では決められないと**断った**が「早く決めないと売れなくなる」と**せかさ**れ、**夜11時頃まで勧誘**され、契約書にサインしてしまった。解約したい。(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

深刻な事態にも! 強引な自宅の買い取りに注意

ひとこと助言

きっぱり
断って



見守るくん

- 消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。
- 「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されることもありますが、良い話ではありません。不動産取引は複雑です。信頼できる人に相談するなどし、一人で対応せず、取引の内容を理解するまで契約してはいけません。
- 安易に自宅を売却してしまうと、住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ、訪問を許さず、「売れません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第403号(2021年9月14日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎ 0859(35)6566